

家畜衛生だより

飼養衛生管理基準が改正されました 衛生対策の強化が必要になります！

令和2年4月に飼養衛生管理基準（豚・いのしし）が改正され、7月1日から施行されます。（一部の取組みには猶予期間があります）

基準が厳しくなるため、新たに追加される項目があります。未実施の項目については、早めの対応を行ってください。

7月1日から

- 畜舎ごとに専用の作業着、長靴を着用してください。
- 家畜の場内移動は、屋根・壁で囲まれた通路で行うか、消毒済みのケージやリフトを使用して行ってください。
- 放牧場やパドックなどの舎外では飼養できません。
- 飼養衛生管理区域ではペット（猫など）の飼育が禁止されます。

11月1日から

- いのしし等の侵入防止のため、飼養衛生管理区域を防護柵で囲ってください。
- 畜舎、飼料庫、堆肥舎に防鳥ネット（目合2cm以下）を設置してください。

農場周囲における柵の設置



- イノシシ、キツネ、タヌキなど野生動物や人の侵入を防止する。
- 塀の設置が難しい場合も電柵とワイヤーメッシュを2重に設置することで効果が向上する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



- 畜舎周辺及び農場周囲に除草や木の伐採による緩衝帯を設置する。
- 畜舎内外の整理・整頓・清掃に心がける。

畜舎における防鳥ネットの設置



- 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する。
- 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する。
- 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する。

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- 堆肥舎や死豚豚保管場所は、食べ残し飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。